

農政課よりお知らせ

担い手や農地について、地域で話し合ってみませんか



【現状】

- 令和2年に実施された農林業センサスの砂川市内では、
 - ・経営主が**70歳以上**の経営体は**79戸**で全体の約**45%**
 - ・60歳未満は54戸で約31%です。
⇒ 主体的に農業経営ができる年齢を70歳未満と仮定した場合、単純に考えると、**10年後は54戸の担い手しか残らない**ことになります。
- 今年度の経営所得安定対策に係る水田の筆データを単純に整理すると、
 - ・**50a未満**の水田が2,460筆中1,997筆で、**全体の面積の約55%**を占めています。
 - ・1ha以上の水田は2,460筆中94筆で、全体の面積の約16%を占めています。
⇒ 50a未満の狭小な水田が過半を占めていることから、区画拡大などの**基盤整備が進んでいない**ことは明らかです。

【このままでは】

水田作が多い砂川市では、担い手の減少に伴い、**条件の良い水田のみが賃貸や売買の対象となる**状況が顕著になると予測されます。

【話し合しましょう】

すでに話し合いが進み、畑地帯灌漑事業が実施される地区もあります。農業と農地を守るため、**皆さんの地域で担い手や農地の基盤整備、流動化について、ぜひ話し合ってください。**農政課では、資料を準備して説明に伺います。連絡をお待ちしています。



農政課農政係 直通 74-8482



農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	令和3年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	1	0	0	0	1
	0	0	0	1	1
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	1
	1	3	6	1	11
農用地利用集積計画の決定	2	1	0	0	3
	0	1	0	0	1
現況証明願	1	0	0	2	3
農地法第3条の3届出書	0	1	0	0	1
農地法第18条第6項合意解約通知書	0	2	0	0	2
農業者年金に関する申請	0	2	3	3	8

- 5月 ●令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
- 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
- 6月 ●農地利用の最適化の推進に関する指針の決定について
- 7月 ●令和3年度玉葱作況調査について